

## 神祇伯白川家の神社管掌と武家伝奏・職事

藤井祐介

### 一、はじめに

本稿は、神祇伯白川家の神社管掌における武家伝奏や職事の関与について検討することで、武家伝奏・職事を神社管掌に位置付けようとするものである。

白川家は、神祇官が江戸時代に廃絶していたとはいえ、平安時代以来、神祇官の長官「伯」を代々世襲し、「王」を名乗ることが許された公家であった。近世における白川家や「神祇管領長上」吉田家は、江戸幕府と神社との関係の中で、寺院における本末制度のごとく、幕府が神社を編成し国家権力や藩権力の支配に適應させていくための統制主体として捉えられている。<sup>1)</sup>寛文五(一六六五)年七月に「諸社禰宜神主法度」が幕府によって制定されるが、その第二条「一、社家位階、従前々以伝奏遂昇進輩者、弥可

為其通事」には「伝奏」とある。この「伝奏」とは、「神社伝奏」や「執奏家」とも称される公家であり、神社から朝廷への奏事を行ない、朝廷の決定事項を神社に下知する役割を果していた。白川・吉田の両家は、執奏家に含まれる。

江戸時代において、白川・吉田の両家が神職支配を担った点については、吉田家に焦点を当てた先行研究が多く、吉田家の動向や支配を受ける神職との関係などを明らかにしている。また、関東における白川・吉田両家の神職支配を検討したものもみられる。<sup>2)</sup>しかし、白川家に関する専論は、決して多くない。<sup>3)</sup>

ここで、江戸時代における白川家に関する先行研究を概観すると、まずは戦前の曾根研三氏による、白川家の来歴や史料紹介などがなされた『伯家記録考』が基礎的研究として挙げられる。その後、近藤喜博氏により、白川家の「諸国神社附属帳」の検討か

ら日本全国における白川家勢力の及び方や、その勢力拡大は宝暦期に一つの転機があり、急速に配下神社を増加させていった様子など、白川家神社支配の大枠が提示される。また、『白川家門人帳』という形で、文化五年作成の「諸国御門人帳」と文化十三年改の

「諸国門人帳」とが翻刻刊行され、白川家への入門形態や門人の階層などが明らかとなった。<sup>8)</sup> 松原誠司氏は、白川家による地方神社神職への官位執奏過程を明らかにし、最近では、幡鎌一弘氏により、『白川家門人帳』の再検討がなされ、近世後期における門人数の増加により、門人帳の性格が、入門を誓う宗教的意味合いを帯びたものから、世俗的な人事台帳の機能へと変化し、吉田家との争論などにおいて、幕府との交渉に利用されていたことが明らかとなった。<sup>10)</sup>

地域神職支配をめぐる白川家と吉田家との争論については、間瀬久美子氏の研究により、争論の内容や裁許方法が明らかとなり、さらに、神祇祭祀について両家は、その職掌を分掌していたとし、白川家は内侍所守護などの皇室祭祀を、吉田家は大嘗会・新嘗会卜事などの国家的行事としての朝廷祭祀を司っていたと指摘した。このように神祇祭祀を分掌する両家であったが、「諸社欄宜神主法度」制定により、吉田家が諸国の神社支配を白川家よりも一歩早く有利に展開でき、ここに近世における両家の争論の根本的原因があったとする。<sup>11)</sup> 井上智勝氏は、近世後期における白川家の台頭を、吉田家との関係において理由付けている。すなわち、享保く

宝暦期における公家社会の復古的動向や、実証主義的神道研究者の活躍により、吉田家の立場の相対的な低下を招き、本来神祇道の本所としての資格を吉田家以上に具えている白川家への注目と地位上昇に帰結した、<sup>12)</sup> ということである。

こうした先行研究において指摘できることは、江戸幕府による神社支配という観点や、近世後期における白川家の勢力拡大という観点から、地方中小神社に対する吉田・白川両家の動向が研究対象とされてきた、ということだ。その結果、高埜利彦氏による指摘や梅田義彦氏による松尾大社文書の紹介等により、山城国の松尾社や稲荷社などの大社は、白川家が執奏家を務める神社として周知であるにも関わらず、それら神社に対する白川家の執奏の実態や、白川家と神社との関係性などがほとんど論じられてこなかった。さらに、松尾社への言及はあるものの、他社については言及されていない。そこで、松尾・稲荷などの大社に対する白川家の管掌職務の実態についてまずは検討する。また、従来の研究では、白川家あるいは吉田家と神社、というような二者の関係を論じるものがほとんどであった。しかし、社家官位執奏などを考えても、朝廷が関わってくる問題を含んでいるため、朝廷と執奏家との関わりをも検討する必要があると考えられる。白川家の神社管掌において朝廷中枢がいかに関わってくるのか、考察を加えたい。

そこで、近世における朝廷機構の研究動向について触れておく

と、一九八〇年代に、高埜氏によって、撰家―武家伝奏―議奏ラインという「朝廷統制機構」の概念が提示され、また、撰家、武家伝奏、議奏個々の実態が解明された。<sup>(15)</sup>最近は、朝廷機構を実証的に解明しようとする個別研究が進み、近世の天皇・朝廷をめぐる諸制度への理解が深化している。

さて、前述の目的のもと、本稿を進めていくが、検討対象時期を天明期以降、とりわけ寛政期（一七八九―一八〇〇年）とする。その理由には、史料的なこともあるが、宝暦期以降の白川家の伸張、殊に寛政期などは最も配下神社を増加させた時期である、ということが挙げられる。さらに、井上氏により「白川家への注目と地位上昇に帰結した」と評価される当該期における白川家の動向を考える上でも、神社管掌の実態を検討し、朝廷中枢との関係性を考察することが求められよう。

史料については、宮内庁書陵部所蔵「伝奏職事武家往来留」という記録類<sup>(17)</sup>を使用する。これらは、白川家が残していた文書控えであり、武家伝奏や職事、大小神社や在地領主役所との往来文書が写してある。「写」という史料性格は考慮すべきだが、白川家と神社、そして武家伝奏・職事などの朝廷中枢との関係が浮き彫りとなるもので、白川家による神社管掌の実態を検討するに適した史料群であると考ええる。

## 二、白川家の神社管掌と武家伝奏・職事

### 1、二系統の神社管掌

白川家の神社管掌を検討する上で、まずは、白川家が神社をどのように見ていたのかという、神社への「眼差し」について言及しておく必要がある。

#### 【史料一】<sup>(18)</sup>

一、社方令伝 奏事、昔者諸国之祀官皆神祇官之下知也、

令条之外、近代者松尾付旅所・稻荷・大原野・広田・日御崎等社、見家記

祀官令伝 奏許也、如斯為譜代之故、更伝 奏不被 仰出、以之異于余社之伝 奏事可知之、次神主之外者、正官以下之輩不經 奏聞、考社例而以永補任補其職、是当家為本官故也、

この史料は、寛永一九（一六四二）年三月から延宝七（一六七九）年一月まで神祇伯を務めた、白川雅喬王が、伯を辞任した翌年である延宝八年に、白川家の家記・文書などによって編纂した「家説略記」に出てくる一条である。ここに登場する「松尾<sup>付旅所</sup>・

稻荷・大原野・広田・日御崎」は、いずれも古代以来の由緒を持つ大社であり、松尾社・稻荷社・大原野社・広田社の四社は、「十二社」<sup>(19)</sup>に数えられる。そして、これらを白川家が代々社家官位執奏を行ってきた「譜代」の神社と位置付け、「次神主之外者、正官以下之輩不經 奏聞、考社例而以永補任補其職」というように、社職補任に特徴があり、「譜代」神社と「譜代」以外の神社と

では、区別して考える必要のあることが読みとれる。では、「譜代」神社と「譜代」以外の神社（本稿では一応「地方神社」として括弧しておく）とで白川家の管掌職務にいかなる違いがあるのか、まずはそれぞれの管掌の実態を明らかにし、その後、朝廷中枢との関わりを検討していきたい。

## 2、「譜代」神社

### ①管掌職務

「譜代」神社における白川家の管掌職務の実態については、別稿を用意している。社家官位執奏・社職補任・朝廷神事という三つの観点から、白川家の「譜代」神社に対する管掌職務の実態を検討した。本稿では、その結果について言及・説明することで、白川家の「譜代」神社管掌の実態を検討することに代えたい。また、本稿で扱う「譜代」神社は、松尾社・稲荷社・大原野社・日御碕社である。井上氏の指摘によれば、白川家が執奏を行なっている神社として、各種史料にその名が表れるのは、元禄十五（一七〇二）年<sup>20</sup>||松尾・稲荷・大原野・広田・西宮・和泉大鳥社・出雲日御碕社、享保十一（一七二六）年<sup>21</sup>||松尾・稲荷・西宮・大原野・梅宮、宝暦八（一七五八）年<sup>21</sup>||松尾社并旅所・稲荷社・大原野社・出雲日御碕社、であるという。天明期以降の史料においても、「社家官位次第」という神社の社職（人名）書上の提出を求められているのは松尾・稲荷・大原野の三社であり、後述するが、「假服」

の把握がなされるのが、松尾社・稲荷社・大原野社・日御碕社の四社であることによる。

では、白川家による「譜代」神社管掌の実態について整理すると、次のようになる。すなわち、

①社家官位執奏手続に関しては、官位出願の際に、松尾社は神主添状、稲荷社は下社神主・中社神主・上社神主・御殿預・目代連署状、大原野社は添状なし、日御碕社は檢校職由緒書（別当添状）が必要である。日御碕社については他社と異なる特徴があり、「申位階之時、必檢校書狀別當副狀、為名代上官一人上京、是檢校者一代一度之上洛、申一階、或四位・五位以上之加級」<sup>22</sup> という規定があった。

②松尾・稲荷両社神主は、天皇綸旨により補任され、白川家が下知する。大原野社神主は、神祇伯による直接補任で、朝廷（関白・職事）への事後報告がなされる。

③松尾・稲荷両社の神主以外の社職補任は、神祇伯による直接補任がなされ、朝廷（関白・職事）へ事後報告される。これが「家説略記」中において「不経 奏聞、考社例而以永補任補其職」と神祇伯が主張するところである。大原野社に関しては、神主以外の社職補任記事が史料上表れてこず、結論付けを留保したい。日御碕社は、檢校職相統の旨が檢校名代により白川家に届出られ、白川家から朝廷（関白・職事）へ報告されている。

④松尾・稻荷両社による朝廷神事(祭礼・祈祷)は、天皇綸旨が神祇伯に下され、神祇伯から両社へ下知される。

⑤神祇伯差出による松尾・稻荷両社の「假服届」(社職全て、及び親類)が職事に提出される。大原野社については神主死亡届、日御碕社については検校死亡届が職事に提出される。<sup>(23)</sup>

という五点である。「譜代」神社とはいえ、松尾社・稻荷社・大原野社・日御碕社それぞれにおいて、白川家による管掌手続が異なっていることが看取されるのである。では、こうした相違はなぜ生じるのであろうか。松尾社・稻荷社は、朝廷により「上七社」とも位置付けられており、朝廷神事を担わされていた。そのことが、松尾・稻荷両社の神主は天皇綸旨によって補任され、大原野社神主は神祇伯によって補任されるというような相違として表れる要因であろう。そして、その神事執行の背景には、松尾・稻荷両社の執奏家たる白川家が、天皇綸旨を奉じて、「伯家御教書」<sup>(24)</sup>によって、両社に祭礼や祈祷の執行を下知するというかたちで関与している。この「伯家御教書」とは、白川家が「譜代」神社に対して、天皇綸旨を奉じた祭礼執行を下知する際や神主補任の際、神主以下下の社職を補任する際に発給された文書である。尊大ともとれる神祇伯の袖判が据えられ、「本官所候也」という独特な文言が使用される。「本官所候也」という文言は、近藤氏が指摘するように、<sup>(25)</sup>「神祇道本官所」、つまり「神祇官の長官」「伯」である」と解釈できる。すなわち、神祇伯であるから、白川家は神祇道の「本官所」

であるから天皇綸旨を奉じて神主を補任する、祭礼執行を下知する、といった意味が込められているのではなからうか。裏を返せば、白川家以外の他家にはできない、という権威表象を意図したものとも解釈できよう。

さらに、神祇伯が職事へ「譜代」神社社官死亡を届出る行為は、白川家にとっては、「譜代」神社の人身掌握という側面が、朝廷にとっては、諸社の人身把握と、「触穢」により朝廷神事を滞らせないことが期待された、白川家の重要職務であったと考えられる。以上、白川家による「譜代」神社管掌の実態について言及してきたが、官位執奏や「譜代」神社に対する社職補任の過程において、朝廷における職事との関わりを多数見出せることに気付く。よって、白川家と職事との関わりを、次に整理してみたい。

## ②職事との関わり

先程からたびたび登場する職事とは、蔵人頭以下の四、五位の公家であり、「定員は五人、蔵人頭が二人、五位蔵人が三人ですが、蔵人頭二人中、一人は羽林家の出身で近衛の中将を兼ねますから頭中将、一人は名家の出身で弁官を兼ねますから頭弁と申します」と下橋敬長が語るごとくである。<sup>(26)</sup> 諸公事を奉行し、官位の勅問や宣下に使いや申渡として関わる職事だが、白川家との関わりを振り返ってみると、官位執奏については、勅許への事務手続きと、白川家への「宣下」通知が職事によって行なわれている。社職補

任では、神主職については、天皇綸旨を奉じるとともに、「宣下」の旨を白川家に伝え、神主以外の補任では、白川家から事後報告を受ける立場にあつた。<sup>27)</sup> 朝廷神事における祭礼や祈禱の執行に際しては、天皇綸旨を奉じ、さらに、神祇伯からの「假服届」を受け、奉行により、朝廷神事を担う神社社人の人身把握を担っていた。

### ③小括

以上を小括すると、職事は、白川家の神社管掌において、次のように位置付けられる。すなわち、綸旨を執達することや、白川家に松尾・稻荷・大原野の「社家官位次第」提出を求め、社官の假服を把握するなど、祭礼や祈禱といった「天皇」に関わる儀式を滞りなく執行するために実務をこなしていた。また、社家官位叙任や社職補任という、「秩序」維持に関わる公事を執っていたといえ、こうした職事の側面は、白川家が綸旨を奉じて「伯家御教書」を発給するという、神祇伯として「譜代」神社の上位に君臨することを可能にしたと考えられる。

### 3、地方神社

これまで、白川家に「譜代」と認識された神社と白川家との関係性、及びそこから見えてくる職事との関わりに言及したが、本節では、白川家の「譜代」神社以外の諸社を対象として、白川家

による管掌職務の実態を検討することにより、朝廷中枢と白川家との関わりを明らかにしたい。

#### ①管掌職務

そもそも、白川家と地方神社とを結びつける契機を考えると、白川家を執奏家として官位叙任を受け、ことや、「神道伝授」、装束着用などの許状を受ける、ということ等が挙げられよう。白川家の地方神社神主に対する官位執奏については、松原氏が山城国紀伊郡城南離宮神主を事例として、任官の「作法」を検討している。<sup>28)</sup> また、近藤氏は、官位執奏を受け、神主所在の領主役所から白川家へ添状を差出すことが必要であったと指摘、他に、「正一位稻荷大明神」の勧請や祈禱、守札の下賜によって白川家は地方展開したとも松原氏は指摘する。<sup>30)</sup>

こうした事象以外で、神祇伯の職掌として白川家が重要だと考えていたものに「国名呼名」改名や神道伝授がある。神職を「山城」等の「国名呼名」に改名させるといふ行為は、宝暦八（一七五八）年の朝廷見解でも認められており、白川家としても「諸国之神社無位之神主并神職家業之者へ、国名呼名等被与之儀者、従古来伯家之仕来り御座候事」<sup>32)</sup>であると主張する事柄である。白川家に入門している者に対して行なわれたようで、「改名許状」が白川家から発給される。改名が行なわれると、白川家から改名者所在の領主役所（寺社奉行等）に宛てて、事後報告がなされた。そ

の様子を示すのが、次の史料である。

【史料二】<sup>(33)</sup>

主藤正

一、片桐石見守殿寺社奉行江書状左之通、

一筆致啓上候、残暑之節各様弥御堅固被成御勤、珍重

奉存候、然者其御領方泉郡豊中村穴師社神主津寺善之進事

今般山城与呼名被申付、任先規例、冠・齋服被差免候、

右之趣、各様迄可得御意旨被申付、如此御座候、以上、

長谷川美濃介 書判

八月十日

林薩摩守

書判

嶋田勘左衛門様

須山徳之進様

野沢惣大夫様

穴師神社が存在する和泉国泉郡豊中村は、大和小泉藩片桐氏領であり、小泉藩寺社奉行に宛てて白川家から直接に書状が出されている。他に、次のようなケースもある。

【史料三】<sup>(34)</sup>

一、白川神祇伯門弟 摂州西成郡光立寺村

祇園社

両社社官

天満宮

馬場佐左衛門

右、今般馬場大和と改名被申付、此段

大坂町御奉行所へ御通達之儀、宜頼入

奉存候、以上、

亥九月

小林右衛門 印

万里小路<sup>(改房)</sup>

山本式部殿

中村大膳殿

久我<sup>(官通)</sup>

辻信濃守殿

岡本内記殿

幕領である摂津国西成郡光立寺村に位置する神社の社官が改名した場合は、武家伝奏を通じて、大坂町奉行所へ届けられていることが分かる。神道伝授についても同様の手続きを経て行われている。<sup>(35)</sup>

また、白川家は「用向」、「社用」といったかたちで畿内近国を主に江戸表などへ家来を派遣している。<sup>(36)</sup>後に引用する【史料九】の冒頭の文書、及び別紙(A)には、白川家家来長谷川美濃介が「用向」のために、絵符・提灯持参で江戸表へ出立するので、その件を寺社奉行へ通達してくれるよう武家伝奏に願う旨が記されている。今回の「用向」とは、後述するが、江戸寺社奉行へ願書を提出することのようだ。白川家が家来等を他地域へ派遣する際は、事前に武家伝奏へ届け出て、派遣先への通達を行なってもらう仕組みになっていることが窺える。

次に、白川家と門人との間に懸案事項が発生した場合、白川家

がどのように対応していたのか、ということを検討したい。

【史料四】<sup>(37)</sup>

摂州住吉郡浅香

神主浅野伊豆

右ハ当家配下之神職ニ候処、伊豆と申名前

当時松平伊豆守殿御名前ニ相障候二付、変名

致可然との儀、大坂西町御奉行所社役より

当家門人組頭大坂ニ罷在候小林兵部江被申渡

候二付、早束右之段伊豆方江相達候処、追而返答

可致之由申之、其後等閑ニ致置候故、再三及

通達候処、去極月押詰申答候ニハ、暫神職

相休候間、名前相探置候様ニと及返答候二付、

大坂御役所帳面名前相探申候、然ル処当時

ニ至候而も神職是迄相勤罷在、勿論名前

之儀も不相改、伊豆と相唱候趣ニ相聞、

御老中御名前ニ相障候儀も不憚、甚以不埒

之至ニ被存候事、

摂州今宮村

夷神主津江越後

右当家配下之神職ニ候処、神前行事方等之

儀ニ付被申達候儀有之、当春家来大坂江

被差向候得共、右之者不及応対勿論、兼而

不筋之儀申立、不埒ニ被存候事、

大坂座摩宮

神主渡辺右衛門將曹跡

当時摂津守之由

右ハ従往古当家配下執奏之社ニ而候処、近来

古例を乱、他家執 奏ニ相成居候二付、当春

右社中江家来被差向、及応対置候得共、

右ハ返答不相分候二付、為呼登候様被致

度被存候事、

右三社神主被申渡候儀有之候間、急々

致上京、白川家江罷出候様被致度候、

此段大坂町御奉行所江御通達宜頼入

被存候、以上、

四月二日

林薩

万里家

雑掌

久我家

同

寛政二（一七九〇）年四月二日、白川家雑掌・林薩摩守から武

家伝奏・万里小路政房、久我信通両人の雑掌に宛てて、次の三名

を尋問すべく、上京させてくれるように大坂町奉行所へ通達を願

い出ている。すなわち、

①撰津国住吉郡浅香神主・浅野伊豆、老中松平伊豆守信明の名前に障るも憚らず不埒の故に。

②撰津国今宮村夷神主・津江越後、白川家家来の大坂下向時に不対応並びに不筋の儀申し立て不埒の故に。

③大坂座摩宮神主・渡辺右衛門將曹跡撰津守、古例を乱し他家執奏を望むに付き、白川家家来が下向するも不対応、返答を聞くべく。

というような理由で、白川家は各々を上京させて尋問したいのである。今回は、この三事例のうち、「浅野伊豆」の事例①を検討していきたい。<sup>(38)</sup>

白川家の申出は、武家伝奏を通じて大坂町奉行所へ通達されたようで、この一件に対する大坂町奉行所の見解が武家伝奏を通じて白川家に伝えられ、それに対する白川家の反論を、再び武家伝奏を通じて大坂町奉行所へ訴えている。

【史料五】<sup>(39)</sup>

四月十八日之事なり

撰州住吉郡浅香社神主浅野伊豆・今宮夷

神主津江越後・座摩宮神主渡辺右衛門將曹当時

撰津守之由、右三社神主へ被申渡儀有之、致上京

白川家へ罷出候様被致度旨、大坂御奉行所へ御通達

之儀御頼被申入候処、此節大坂御奉行所より到来御紙面

之写を以、御申達被下候趣、委細承知被致候、然ル処

都而大坂御支配所之者共、宮方・堂上方より

呼出候儀申立候而も罷出候様二とハ難御申付筋之

御先例二付、当家より差出候一綴御返却之旨者

書付落手被致候、乍然此儀於当家ハ先例度々

有之候得共、旧記等焼失致候茂有之候へハ、一々不取、相述

近来之例、左之通二御座候、

大坂北久室寺町御堂筋難取町 河内屋喜兵衛

同農人町式丁目 山田屋五兵衛

同 山田屋利助

同 山田屋藤助

同 津国屋清兵衛

同万農人町壺丁目 村上和助

嶋之内卜半町 堅木屋清兵衛

塩町 勝間屋惣兵衛

北久太郎町壺丁目 肥前屋喜市

右之者共先達而当家门弟相願、則門人被申付候処、

紛敷儀共有之候二付、被致吟味度被存候、依之右

名前之者共上京仕、当家へ罷出候様武辺筋下知

有之候様御通達之儀、宜頼入被存候、以上、

此儀、明和三戌年八月廿八日之事二而、広橋様

姉小路様伝 奏御勤役中

右書付、姉小路様へ被差出候、

申答候由、

此儀、天明三卯年三月廿五日大坂御奉行所

寺社役人中へ宛被相届置候事付、左之通二御座候、

一、右上京延引致候二付、再応被申入候、此儀九月十六日

広橋様へ書付被差出候、

撰州住吉郡浅香山庄屋市平

一、大坂右九人之者、十二月三日被差登御附長田越中守殿、

公用人より書状并足輕傭人相添、九人之者当家江

同家小兵衛事  
改名浅野伊豆

罷出候、

右之者、先年より当家門弟二御座候処、庄屋役相勤

右吟味相済、十一日帰坂被申付候、勿論此段兩伝

罷在候故、御届等之儀指扣及延引候事二御座候、此度

奏御方へ御届被申入候、

伊豆と改名、神職門人之事被致許容候、依之

右之通被呼登候当家先例二御座候、

御届如此御座候、是等之趣宜願御沙汰候、以上、

卯三月廿五日

神祇伯家

雜掌印

一、住吉郡浅香社神主浅野伊豆と有之候得共、

住吉郡二左様之社無之、大坂御役所御帳面二、右住吉郡

大坂寺社御役人中

浅香ノ狐塚稻荷神主浅香山小兵衛と申名前

相見へ候処、右之通白川家より被申立候趣二而ハ、紛敷

右之通被相達置候、浅香山稻荷社と申儀者、

相聞へ候二付小兵衛御呼出、一通御尋二御座候処浅野

承届有之候得共、狐塚之二字ハ是迄不被承届、

伊豆と申候ハ小兵衛同家二罷在候親二而神主二而無之、

稻荷ノ二字略之、浅香社と唱来候、且又小兵衛

兼而白川家神祇道門人二相成居候処、去冬

御呼出、一通御尋御座候処、浅野伊豆と申候ハ小兵衛

両度白川家触頭之者より伊豆名前替之儀懸合

同家二罷在候親二而神主二而無之由、

有之候得共、病氣二付快気次第白川家へ可罷出候段、

此儀前段被相達置候通、庄屋市平同家小兵衛

申答候迄二付、勿論未致破門候之心得二ハ無之旨、

改名、浅野伊豆と願出候二付、願之趣を以被取計候、

然ハ、庄屋市平并小兵衛之外ニ、誰そ小兵衛と申者

無之而ハ、伊豆改名之訳相分り不申候、勿論神主ニ而

無之、神祇道門人ニ相成居候と斗之様ニ申出候儀、

最初当家へ致入門候節、従前々勤来り之

神主と申立候故、下上遷宮式法・御殿祭法被致

伝授、冠・齋服等之許容も被致候、□道修人一通ニ

候得ハ、右体許容も不被致、将又本人も可相願筋無之

事ニ御座候、是等之処小兵衛申方混難仕候、殊ニ小兵衛

前後名前之儀間違も有之候ハ、卯年大坂御

役所へ被相達候砌、御察斗も可有之哉と被存候、

当時伊豆名前替之儀ハ、御老中御名前ニ相

障候段、大坂西御役所寺社役より御察斗ニ付、変名

可致様当家門人触頭之者より申達候、病氣ニ付

快氣次第白川家へ可罷出候段申答候儀、受付無之候、

未致破門候之心得ニハ無之旨申立候由ニ相違無之候

得とも、病氣申立等閑ニ致置、外用向ニハ致他行

候様ニ相聞へ候、伊豆一件ニ付而ハ、紛敷相聞候様之

御紙面故、具ニ被申入候、

(二ヶ条略)

右之通先例有之候趣を以、右三人之者早々致上京

白川家へ罷出候様被致度候、此段武辺より御下知

有之候様今一応御通達之儀、宜頼入被存候、以上、

白川神祇伯殿内

戌四月十八日

林和泉守

万里小路前大納言様御内

山本式部殿

中村大膳殿

久我右大将様御内

辻信濃守殿

岡本内記殿

右本文大坂奉行所より之書付、此帳ニ可写之依、四月

十五日之日記ニ写候、若入用之節、旧記可見之事也、

引用が長くなつたが、内容を整理すると、

①大坂町奉行所の見解1は、「官方・堂上方」からの呼出である  
うと、奉行所支配の者に往来を命じることが難しい先例が存  
在する。

②白川家は、明和三(一七六六)年における呼出成功の先例を  
以つて、大坂町奉行所へ反論する。

③大坂町奉行所の見解2は、「住吉郡浅香社神主浅野伊豆」と白  
川家は願書に記載しているが、住吉郡に「浅香社」と称する  
神社はなく、町奉行所帳面には「住吉郡浅香ノ狐塚稻荷神主  
浅香山小兵衛」と記載されており、白川家の主張と齟齬する。  
よつて、小兵衛(伊豆の忰)を町奉行所が直接尋問したとこ  
ろ、「浅野伊豆」は親であつて、神主ではないこと、「白川家

神祇道門人」である浅野伊豆は、変名については、病氣故に快氣次第白川家に参上する、と回答した。

④白川家は、天明三(一七八三)年三月二十五日の届を提示し、神社の呼称については「浅香社」と通称している旨を述べ、小兵衛が、「浅野伊豆」について神主ではなく、専ら神祇道門人であると主張しているが、「浅野伊豆」は入門の際は神主であると主張していたため、「下上遷宮式法・御殿祭法」を伝授され、「冠・斎服等之許容」を白川家から受けていると反論して、「小兵衛申方混難」とする。

というようなもので、大坂町奉行所の見解に対して、白川家の先例を主張することで、該当神主を上京させる正当性を唱え、再び町奉行へ通達してくれるように武家伝奏・久我信通より、大坂町奉行所の

その後、五月二日に武家伝奏・久我信通より、大坂町奉行所の回答が白川家に伝えられた。

【史料六】<sup>(40)</sup>

五月二日来

一、久我様より呼使来ル、左之通

白川家より摂州住吉郡浅香社神主

浅野伊豆・今宮夷社神主津江越後・座摩宮

神主渡辺右衛門将曹、当時摂津守之由、右三社神主

江被申渡儀有之、早々上京、白川家江罷出候様被致

度旨、書付先頃伝 奏衆より御到来、被遣之相調候處、

都而当表支配所之もの共、官方・堂上方ヨリ呼出之

儀被申越候而も罷出候様ニとハ難申付筋之先例ニ候得共、

右三社社務神主共、一通り相尋候趣を以、委細

及御報候處御承知被成、伝 奏衆江御達被成候由、然ル

處、猶又白川家二者被呼出候先例度々有之、旧記等者

焼失いたし候得共、北久太郎町御堂筋雜屋町

河内屋喜兵衛外八人、明和三戌年八月九日被

相達差登候先例有之由、其外右社務神主より此度

答候趣不都合ニ被存、得と被相糺度候間、右之通先例

有之趣を以、右三人之もの早々上京いたし、

白川家江罷出候様被致度段、猶又伝 奏衆江

被達、書付巻綴御到来ニ付、被遣之被仰聞候、御

紙面之趣致承知候、然處、右戌年之頃者、

白川家ニ不限、都テ宮・堂上方より呼出被申越候得者、

差遣来候之儀ニ御座候得共、一体町人・百姓共被

呼出候者、畢竟自己之用向ニ候處、其儀を奉行

所ニ而取用、差出候儀者如何之取計ニ御座候間、

久世大和守殿御城代之節、依御差図仕成相

改、其以來右体之儀申来候とも、当時不差遣治定ニ

相成有之候間、此度白川家より再応被申立候

儀ニ候得共、右同様罷出候様ニと者難申付筋ニ御座

候間、右之段伝 奏衆江宜御通達可被下候、依之

白川家被差出書付致返却候、

四月廿九日

猶々本文三人之内、浅香山神主之儀、白川家江者

伊豆相勤候由入門之節申立、其節伊豆事名前

小兵衛と申、庄屋市平同家二居住いたし候趣申

立候處、林口共先般御報之趣二而者外二小兵衛と申もの

有之哉難相分被存候趣之書取二相見え候得共、当

表御役所書留寺社帳面之表二者、右社神主之儀者

庄屋小兵衛相勤候とはかり有之、余人江神主

相替候由之届等者無之候、尤伊豆儀去ル卯年

白川家神職門人二相成候之段、伊豆召連触

頭之もの届出候砌も、神主二相替候と之儀者不申

立候二付、前々より之形二相替候儀無之候間、其趣を以

及御報候儀ニ御座候間、此段も宜御通達有之候様

致し度存候、

大坂町奉行所の見解は、次の通りである。

①白川家が提示した、明和三年の先例については、明和三年段階では白川家に限らず「宮・堂上方」からの呼出依頼があれば、該当人物を遣わしていた。しかし、大坂城代・久世大和守広明の代に、「町人・百姓」を呼出すような「自分之用向」に奉行所は関与しないとの「御差図」があり、それ以来「不差遣治定」にて、今回も「罷出候様ニと者難申付」。

②大坂町奉行所「寺社帳面」には、浅香社神主は「庄屋小兵衛」

が務めると記載されている。「浅野伊豆」も卯年（天明三年）

に「白川家神職門人」となり、触頭とともに奉行所を訪れた

際も「神主ニ相替候と之儀」は申し立てなかった。

つまり、白川家からの呼出には応じられない、という回答であつ

た。大坂町奉行所が、久世大和守時代の「御差図」を白川家に対

して適用したということは、白川家の申立を「自分之用向」<sup>11</sup>私

的な訴えであると判断したのである。この回答を受けて、白川

家は再三の申立を行なっている。

【史料七】<sup>42</sup>

一、摂州住吉郡浅香社神主・今宮夷社神主・座

摩社神主呼寄せ之儀御願被申入候処、都而大坂

御支配之者共、官方・堂上方より呼出之儀被申越候而も

罷出候様ニとハ難被申付筋之御先例之由御達二付、

於当家ニハ大坂之者御差遣之先例明和三戌年

有之候二付、其趣を以右三人之者致上京、当家へ

罷出候様ニ被致度武辺御通達之儀御願被申入候処、

右戌年ハ白川限ニ不<sup>マ</sup>限、都而官方・堂上方より

呼出之節ハ御差遣来ル之儀ニ候得共、一体百姓

町人共被呼出候ハ畢竟自分之用向ニ候処、其儀を

御奉行所ニ而御取用被差遣候儀ハ、如何御取計ニ

御座候間、久世大和守殿御城代之節、依御差図

御仕成相改、其已来右体之儀申来候共、当時御差遣不成如定法ニ相成有之候間、此度当家より再応被申立候而も、右同様罷出候様ニトハ難御申付筋ニ付、被差出候書付御返却ニ付被致落手候、勿論御端書之趣も被致承知候、然ル処於白川神祇伯家ニ諸国之神社指揮被致事、全

自用斗ニ無之、和朝一円神祇道損之趣意ニ

相拘り、伯之職掌ニ在之候、依之町人・百姓等

勝手向出入用達之者共呼出候とハ格別之訳ニ御座候、併久世大和守殿依御差函御仕成相改、其已来

右体之儀申来候共、当時御差遣不被成御定法ニ相成有之候由ニ御座候得ハ、御役所筋御定法之儀ハ

押而難被申立候、乍去右ハ町人・百姓共之儀と相見へ申候、神職之儀ハ官位執 奏等ニ相拘り候得ハ、

都而自用斗ニテハ無之候、尤当時御取計之

御趣意と相聞へ候得ハ、此已後出入之町人・百姓共

呼出候儀ハ御願被申入間敷候、一社を相構候

神職之儀ハ、何分ニも御差遣被下候様被致度御願被申入候、

一、浅香社神主伊豆儀ハ病氣ニ付致隠居、弟へ

跡継目為致度願出申候、依之御差遣被下候ニ及

不申候、

一、夷社神主・座摩社神主、此兩人御指遣被下候様ニ被致度候、

右之段再三被申入候儀、御面倒之程も被察入候、

雖然、神社被取計候儀ハ、伯職掌之儀ニ候へハ、

無抛又々御差登せ被下候様被申入候、此段乍

御面倒武辺御通達宜頼入被存候、以上、

白川神祇伯家

五月八日

林和泉守

万里小路前大納言様御内

山本式部殿

中村大膳殿

久我右大将様御内

辻信濃守殿

岡本内記殿

白川家の主張は、簡潔にまとめると次のようなものであった。

①白川家における「諸国之神社指揮」は「自用」のものではない。

②「町人・百姓」を呼び出すことと、「神職」を呼び出すことは異なる。すなわち、「神職」は「官位執 奏」に関わるため、

「自用」ではない。せめて「一社を相構候神職」については上京を許してほしい。

③浅野社神主「伊豆」のことは、病氣につき隠居するというこ

とで、今回の呼出には及ばず。

大坂町奉行所が、白川家の主張を「自分之用向」として退けたのに対し、白川家は「諸国之神社指揮」は「和朝一円神祇道損之趣意」に関わること故、全く「自用」のことではないと反論して、何とか神主の上京を許可してもらおうと、武家伝奏を通じて、大坂町奉行所へ訴えた。

この後、白川家の主張が受け入れられたかどうかは、史料の制約などもあり、窺い知ることはできないが、「浅野伊豆」の一件を通して、門人の懸案に対する交渉の様子、その理論、交渉ルートなどが浮び上がってきた。

前述の懸案における白川家と大坂町奉行との交渉以外にも、幕府への訴願も行われている。次に挙げる史料は、その一例である。

【史料八】<sup>(43)</sup>

江戸願書写

抑白川神祇伯職掌之起元、万寿年

中、

花山天皇之皇子清仁親王息

延信王依

勅説、從被為補神祇伯二候、累代

連綿致相統、神祇伯拜任之日、復

王氏二定例、当時目前二候、和朝

神祇之棟梁二而伯家四十二代年

曆凡八百年二及、乍恐

皇帝神祇道 御代々御師範

奉申上、日々

御拜、

主上直二被為修候御時者、伯致休

修、

主上被為及闕拜候御時者、伯為

御手代 御拜相勤、

主上被為及闕拜、次二伯故障之節者、

殿下 御代拜被為勤候、依之撰閱

職被為有推任候節、伯江相伝候儀被

仰入候二付、神祇道

主上江奉申上候通御相伝申候、勿論

内侍所守護其外臨時之神事御祈禱二

至迄相勤候事、不違計二候、扱又諸国之間神

職之者共、伯之伝受を以神祇道行事方

相勤来候処、中興等閑二相成、神祇道」

護摩鐔針釘等以テ修候、他之異流源相雜候、

時二者神慮恐入、自然と及神道衰弊候、

且又、天明二寅年御触流二、吉田家之

許状をも不請と申御文言之続二而、

神職之者共心得違多有之候、吉田家之

儀者卜部職ニ而、神祇道極意不預事ニ候、

神祇道行事方和朝一円混雜無之様、

自今已後諸国之間神職之者共古格

之通、伯之伝受□□を以為相勤、職

号之儀、神主・欄宜・祝・公文職ニ至迄、伯之

補任状を以復職号候様、諸国江御触

流之儀御願申度存候、猶又神祇道之

儀者、別而他ニ異候故、

御取計之儀

禁中 関東被為在

御問意二度相願候、全家格職分而已申

立候ニ而者無之、和朝本源永致榮明、

神慮も相叶

禁中 関東益御繁栄相祈候、殊ニ

御代々

勅詔之御趣意永久并延宝年中

伯職掌御聞糺之上、為伯神事料

知行之外別段被下置、只今ニ至無恙致

拝領来候、上意之筋も空不相聞候様

致度希候、右之段御願申候条被達

上聴江被下、願之通速ニ御聞濟被成下候ハ、

深畏入可存候、

右之趣御願申上度存候間、此段宜敷

武辺江御通達之儀頼入存候、以上、

資延

寛政二戌年正月廿九日

万里小路前大納言殿

久我右大将殿

寛政二（一七九〇）年、白川家は、諸国神職は白川家より補任

状を受けるべきであるとする触を、幕府に出してくれるよう、武

家伝奏を通じて歎願している。しかし、次に引用する【史料九】

に「未何等之御沙汰茂無之」とあるように、どうも沙汰止めとなっ

たようで、寛政六年六月に至り、再び出願している。先に述べた

白川家家来・長谷川美濃介の江戸表派遣は、このことによる。

【史料九】<sup>44)</sup>

一、月番勸修寺前大納言様へ

御使 伊織

取次 西織部

去ル戌年正月十九日、伝 奏

万里小路家へ被指出候当家

神祇道職掌触流之儀、

江戸表へ願書指出被置候處、

未何等之御沙汰茂無之ニ付、今

般家来長谷川美濃介ヲ以

亦之御願被申立度二付、来ル

四月朔日発足為致候、尤

滞留之程難斗二付、帰京

之節ハ御届可被申入候、此段

武辺へ御通達之儀、宜頼入

被存候、以上、

白川少将殿内

三月廿九日

内藤織部

勸修寺前大納言様御内

立入左京亮殿

漢城隼人殿

千種前中納言様御内

福井壱岐守殿

細谷典膳殿

(A) 別紙

長谷川美濃介

右之者、当家用向二付、来ル

四月朔日より江戸表江被指向候、

依之絵符并挑灯等為持候、

尤滞留之程難斗候二付、帰京

之節ハ御届可被申入候、此段武辺江

宜御通達之儀、頼入被存候、以上、

白川少将殿内

三月廿九日

内藤織部

右御落手候也

一、千種様江

御使中沢外記

右者当家職掌願之儀、亦之願書

被指出候左之通、

神祇伯職掌之儀者、往古万寿年中

花山天皇皇子清仁親王息延信王依

勅詔被補神祇伯候以来累代連綿致

相統、神祇伯拜任之日復王氏候定例二而、神祇

棟梁伯家四十式代年曆凡八百年、乍恐

皇帝御代々神祇道御師範奉申上、日々

御拜、

主上御直二被為修候御時者、伯致休修、

主上御闕拜被為有候御時者、伯為御

手代、御拜相勤、又者

主上御闕拜被為有候砌、伯故障有之候得者、

闕白殿、御代拜被為勤候二付、摂政闕白

之方江茂

主上江奉伝候通御相伝申候、勿論

内侍所守護、其外大小之諸神祭、条時之

御祈等ニ至迄相勤候事、當時ニ至現然之

事ニ候、依之諸国之神社社職之輩一般ニ

神祇道行事方伯之伝受相守可申事者

始祖延信王神祇伯ニ被補候以來当家之

職掌ニ而、就中為神祇管領往古之神祇

官者伯職之司ル所ニ候處、忘仁之兵火ニ

致焼失、八神殿斗相残り、天正年中

神祇官敷地依御所望替地ニ相成、不闕ニ

相勤來候、其上伯職之依神祇之重職、延宝

年中蒙右別之、上意伯職為御役料

御米百俵被下置、家領之外ニ今以無恙

致拜受來候、然處近代伯家職掌

等閑ニ相成、諸国神職之輩心違之筋ニ而

社例杯与自称シ我俥之行事方等執行候

族数多有之趣粗相聞候、実以神祇道

及交廢神慮不敬之事共恐入存候間、

右体心得違無之様、自今諸国神職之

輩如旧例伯職本官之□□□□  
神職之名目相正、伯之伝受を以神祇道

執行仕候様致度存候、此等之儀家格職掌

而已を申立候二者無之、全以神祇道之本

源相統仕、

禁中、關東益御繁榮之御祈相勤

候儀者勿論、御代々

勅諭、上意之御趣意相立

公武御用永久ニ相勤候様致度存候間、

此段、御聞届被成下諸国神職之輩

一社之伝杯と称シ神祇道行事方我

俥ニ不致、伯家職掌之筋相守、猥成儀

無之様、御威光を以被、仰付被下候ハ、

忝仕合深畏入可存候、

右之趣、去ル戌正月願書指出候處、

其後御沙汰茂無御座候ニ付、此度再応

御願申上候間、此段宜敷御取繕武辺江

可然御通達之儀、偏ニ頼入存候、以上、

寛政六年寅六月

資延  
勸修寺前大納言殿  
千種前中納言殿

嘆願書には、触流し実現のための根拠として、主上・摂関への  
神道伝授や毎朝御拝代官、内侍所守護、幕府よりの伯神事料給付、  
公武御用勤めへの覚悟などが挙げられており、いずれも神祇伯と

しての正統性にあたるものであった。こうした歎願が、武家伝奏を通じて幕府へ願ひ出られているのである。

以上、白川家による地方神社管掌の実態を検討してきたが、「武辺」との交渉過程などを見ると、朝廷における武家伝奏との関わりを多数見出せることに気付く。よって、白川家と武家伝奏との関わりを、次に整理してみたい。

## ② 武家伝奏との関わり

武家伝奏は、摂家を除く堂上公家から二名が補任され、その日常的役割として、次のような事柄が挙げられる。<sup>(46)</sup>①幕府と朝廷との儀礼上の交渉役、②幕府の触れを公家たちに触れ流し、逆に公家たちから幕府への願書や伺書などを京都所司代を介して幕府に伝える、③官位執奏、④朝廷の財政問題や禁裏御料、公家領の所領支配に関すること、⑤交通に関して、宿々に先触れを出して伝馬を利用させたり、絵符を取次ぐ。白川家の地方神社管掌と関わってくる事柄としては、②・③・⑤であると言える。

白川家が、「用向」などで家来を派遣する際は、【史料九】の冒頭の文書のように、武家伝奏に対して届出をして武辺へ通達してもらう。つまり、武家伝奏が白川家家来の発足・帰京を把握し、武辺へ通達する役割を担っていた。そして、白川家が門人呼出における懸案を抱えた際に、訴え出た先は武家伝奏であり、武家伝奏は「宜敷御取繕武辺江可然御通達之儀」を頼まれていた。また、

白川家による幕府への訴願に際しても、武家伝奏が取り次いでいた。<sup>(46)</sup>白川家にとって、こうした武家伝奏の側面は、「通さなければいけない機構」とでも言うべきものであった。それは、白川家が何とか武家伝奏を介さずに武辺と直接交渉できるように願ひ出る姿があるいは、この要求を跳ね除ける幕府側の行動からも推測される。<sup>(47)</sup>このような、白川家―武家伝奏―大坂町奉行所・江戸寺社奉行所といったルートが確立していた背景には、白川家や吉田家に神社支配を担わせたとは言え、武家伝奏を通じて間接的に掌握しようとした幕府の意図が反映していた。

## ③ 小括

以上の検討を小括すると、武家伝奏は、白川家の神社管掌において、次のように位置付けられる。すなわち、「武辺」との交渉窓口」ということである。白川家にとって、吉田家を視野に入れた諸国神職を配下に組み入れるためには、「武辺」との交渉により懸案を解決していくことが、必然かつ重要であったと考えられる。また、白川家家来・門人の往來を把握する、或いは「武辺」との交渉に仲介することで、万事を「把握」するシステムになっていた。このことは、幕府による神社の間接的支配を助ける、換言すれば、武家伝奏を通じて、幕府が白川家の神社管掌に関する情報をいつでも吸収できるようにするという、「朝廷統制機構」としての側面に由来するものであると言える。

### 三、おわりに

これまで、神祇伯白川家の「譜代」神社と地方神社に対する管掌の実態を検討することで、そこから、朝廷の中枢における武家伝奏・職事の関与を導き出し、白川家の神社管掌に武家伝奏・職事を位置付けることを試みてきた。簡単に振り返ると、「譜代」神社の管掌においては、職事との関係性が特筆された。朝廷において儀式や公事の実務を遂行する職事は、官位叙任や祭礼・祈祷執行に際して、天皇綸旨を白川家に執達する。このことにより、白川家は、「伯家御教書」を以って、「譜代」神社へ天皇綸旨を奉じて神主を補任する、あるいは祭礼執行を下知することが可能となった。つまり、神祇伯として「譜代」神社の上位に君臨するためには不可欠な存在であったと言える。また、職事は、白川家に松尾・稲荷・大原野の「社家官位次第」（社官の書上）提出を求め、社官の仮服を把握するなど、祭礼や祈祷といった「天皇」に関わる儀式を滞りなく執行するために実務をこなした。更に、社家官位叙任や社職補任など「秩序」維持に関わる公事を執っていた。一方、地方神社の管掌においては、武家伝奏が大きく関与していた。武家伝奏は、白川家にとって「武辺」との交渉窓口であった。吉田家を視野に入れながらの地方神社管掌においては、「武辺」との交渉により懸案を解決していくことが求められた。武家伝奏は白川家の家来派遣を把握し、武辺へ通達する、あるいは「武辺」との

交渉に介入することで、万事を「把握」した。このことは、幕府による神社の間接的支配を助けるという、「朝廷統制機構」としての側面に由来するものと考えられる。

また、寛政期における白川家の動向からは、「最も配下神社を増加させた時期」であるだけに、「社用」として家来を派遣したり、「神祇伯職掌」に関する触流しを幕府に要求するなど、積極的姿勢が看取される。ただその一方で、触流の願書が沙汰止みとなる、あるいは門人管掌において「武辺」から神祇伯としての職掌を認められない、というような弊害が生じていた。こうした地方神社管掌における弊害を補うためには、「譜代」神社に対して、確実に支配の及ぶ盤石な関係を求める必要があったのではなからうか。「伯家御教書」による神祇伯の権威表象は、その一手段であったと考える。

#### 註

- (1) 高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』（東京大学出版会、一九八九年）第三章「江戸幕府と神社」。
- (2) 高埜利彦「江戸時代の神社制度」（同編『日本の時代史15 元禄の社会と文化』、吉川弘文館、二〇〇三年）。
- (3) 相山林継「吉田家関東役所の創立と初期の活動」（『国学院大学日本文化研究所紀要』第四五輯、一九八〇年）・同「吉田家国掛役人について」（『国学院雑誌』、二〇〇二年）など。

- (4) 井上智勝『近世の神社と朝廷権威』（吉川弘文館、二〇〇七年）。
- (5) 土岐昌訓「白川・吉田の神職支配―近世に於ける武蔵・相模の両国を中心に―」（『国学院雑誌』、一九七九年）。
- (6) 曾根研三『伯家記録考』（西宮神社社務所、一九三三年）。
- (7) 近藤喜博「白川伯家の諸国附属社について」（『神道宗教』第一号、一九五六年）。
- (8) 近藤喜博『白川家門人帳』（清文堂出版、一九七二年）、「白川家門人帳について」。
- (9) 松原誠司「近世末期における白川伯家と地方神社―叙任を中心―」（『国学院雑誌』、一九九〇年）。
- (10) 幡鎌一弘「徳川時代後期の神道と白川家」（『天理大学おやさど研究所年報』第一二号、二〇〇六年）。
- (11) 間瀬久美子「幕藩制国家における神社争論と朝幕関係―吉田・白川争論を中心に―」（『日本史研究』二七七、一九八五年）。
- (12) 井上智勝「近世本所の成立と展開―神祇管領長上吉田家を中心に―」（『日本史研究』四八七、二〇〇三年）、のち『近世の神社と朝廷権威』に再録。
- (13) 白川家と松尾社との関係について、「白川神祇伯は松尾社神主職が天皇綸旨によって補任される際の執奏を行ない、綸旨は白川家に下され、この旨を受けて白川家が神主職を執達する形式をとる。さらに、当社最高位の神主職以下の、正称宣・正祝職などについては白川家が直接補任をする。すなわち、朝廷に権限のある神主職補任や口宣案などの執奏をするほかは、松尾社神職の補任権や松尾社務の執行権をもち、白川家はほとんど松尾社を支配していたといっても過言ではなかった。」との指摘（『近世日本の国家権力と宗教』第三章「江戸幕府と神社」九六頁）。
- (14) 「松尾大社史料」から近世における松尾大社の状況を概説し、白川家の関与についても言及している（『近世の松尾大社』、国学院大学神道史学会編『神道史の研究』、叢文社、一九八〇年）。
- (15) 高埜利彦「江戸幕府の朝廷支配」（『日本史研究』三一九、一九八九年）。
- (16) 撰家については、橋本政宣『近世公家社会の研究』（吉川弘文館、二〇〇二年）、田摩久美子「近世勅問衆と朝廷政務機構について」（『古文書研究』第五六号、二〇〇二年）等。武家伝奏については、今江広道「江戸時代の武家伝奏―『久我信通公武御用雜記』を中心に―」（高橋隆三先生喜寿記念論集刊行会編『古記録の研究』、続群書類従完成会、一九七〇年）、大屋敷佳子「幕藩制国家における武家伝奏の機能（一）（二）」（『論集きんせい』〔東京大学近世史研究会〕第七・八号、一九八二年・八三年）、平井誠二「武家伝奏の補任について」（『日本歴史』第四二二号、一九八三年）。議奏については、田中暁龍「江戸時代議奏制の成立について」（『史海』〔東京学芸大学史学会〕第三四号、一九八七年）、平井誠二「確立期の議奏について」（『紀要』〔中央大学文学部史学科〕第三三号、一九八八年）。

(17) 個々の史料には、名称が「職事往来」、「伝奏往来」、「武家伝奏往来」、「職事伝奏往来」、「職事伝奏武家往来留」というように付されている。架蔵番号は、図書寮／38783／106／454 3。

(18) 『神道大系 論説編十一 伯家神道』「伯家部類 家説略記」。

(19) 平安時代中期から中世にかけて、朝廷より特別の尊崇を受けた神社で、伊勢・石清水・賀茂・松尾・平野・稲荷・春日(以上を上七社という)、大原野・大神・石上・大和・広瀬・竜田・住吉(以上を中七社という)、日吉・梅宮・吉田・広田・祇園・北野・丹生・貴布祢(以上を下八社という)の二十二社をさし、祈雨・止雨など事あるごとに使を遣わされ、奉幣に預かった(『国史大辞典』「二十二社」白山芳太郎)。

(20) 松尾社は山城国(現在の京都市西京区)に所在。式内社。祭神は大山咋神、中津島姫神。稲荷社は山城国(現在の京都市伏見区)に所在。式内社。祭神は宇迦之御魂大神、佐田彦大神、大宮能売大神、田中大神、四大神。大原野社は山城国(現在の京都市西京区)に所在。祭神は建御賀豆智命、伊波比主命、天之子八根命、比咩大神。日御碕社は出雲国(現在の島根県簸川郡大社町)に所在。式内社。祭神は(神の宮) 神素盞鳴尊他三柱、(日沈宮) 天照大日靈貴他五柱(以上は国学院大学日本文化研究所編『神道事典』による)。

(21) 井上智勝「近世神職の本所支配離脱―大坂天満宮を主たる素材として―」(『大阪歴史博物館研究紀要』、二〇〇三年)のち、『近

世の神社と朝廷権威』(吉川弘文館、二〇〇七年)に再録。

(22) 『神道大系 論説編十一 伯家神道』「伯家部類 家説略記」。

(23) 大会当日、中川学氏より「譜代」神社の仮服届をなぜ白川家が行なうのか、また届出において「譜代」神社中で差異が生じるのはなぜか、とのご質問をいただいた。未だ明確な理由は見出せていないが、白川家が仮服届を行う理由については、執奏を務める「譜代」神社は二十二社に列せられる大社であり、朝廷神事にも関与するため、白川家が社職の仮服を把握し、執奏家として朝廷に届け出ることを職務にしていたものと思われる。届出の差異については、朝廷神事を担い、上七社に位置するという格の違いが、松尾社・稲荷社とそれ以外(大原野社・日御碕社)で届出内容に差異を生じさせた要因であろう。今後の課題としたい。

(24) 文書名は、松尾大社史料集編修委員会『松尾大社史料集 文書篇』(吉川弘文館、一九七〇―八三年)を参照した。史料用語としては、「伯家下知状」と見える(宮内庁書陵部蔵『雅冬王記』元禄十七年二月十六日条)。

(25) 近藤「白川家門人帳について」五九二頁。

(26) 下橋敬長『幕末の宮廷』(平凡社、一九七九年)二七一頁。

(27) 大会当日、山口和夫氏より職事・蔵人が官位叙任に関わることは当然のこととして周知である、とご指摘いただいた。まさにご指摘通りであるが、官位叙任における勅許への事務手続きと、白川家への「宣下」通知、あるいは社職補任において、天皇諭旨を

奉じ、「宣下」の旨を白川家に伝えること、また、白川家から事後報告を受ける、という職事の役割を、白川家が神社管掌においてどのように位置付けたのか、という視点から考察した。

(28) 松原「近世末期における白川伯家と地方神社―叙任を中心に―」。

(29) 近藤「白川家門人帳について」。

(30) 松原誠司「近世後期白川伯家の地方支配の展開―願人と仲介者の関係を中心に―」『国学院大学大学院紀要 文学研究科』第二輯、一九九〇年。

(31) 宝曆七(一七五七)年八月、白川家による畿内近国の神社への家来派遣を吉田家が問題視し、武家伝奏に訴え出た事件を端緒とする。翌八年九月、幕府はこの当時の白川家と諸国神社との関係について尋問し、白川家同意の上で朝廷から幕府へ回答された五ヶ条(高埜利彦「後期幕藩制と天皇」、『講座・前近代の天皇2 天皇権力の構造と展開その2』、青木書店、一九九三年、一八九〜九〇頁)。

(32) 「寛政九年 職事伝奏往来」閏七月二日条。

(33) 「寛政二年 職事往来」八月十日条。

(34) 「寛政三年 職事往来」九月五日条。

(35) 例えば、「文政七年 職事伝奏往来」三月十五日条。

(36) 大会当日、中村史信氏より白川家の家来など白川家内部の家政機関がどのような構造になっているのか、とのご質問をいただいた。家政機関については現在検討中であり、神祇伯の周辺(雑掌

二人・用人二人・侍(近習)三人)組織が徐々に明らかになりつつある。特に、雑掌が神祇伯の神社管掌の中核となっている。引き続き検討していきたい。

(37) 「寛政二年 職事往来」四月二日条。傍線は著者による。

(38) 今後の史料引用は、「浅野伊豆」に関する箇所に限ることとする。

(39) 「寛政二年 職事往来」四月廿日条。傍線は著者による。

(40) 「寛政二年 職事往来」五月二日条。傍線は著者による。

(41) 大坂城代在任期間・明和六(一七六九)年九月二十八日〜安永六(一七七七)年九月十五日。

(42) 「寛政二年 職事往来」五月八日条。傍線は著者による。

(43) 「寛政二年 職事往来」正月廿九日条。傍線は著者による。

(44) 「寛政六年 職事往来」三月廿九日条。傍線は著者による。

(45) 高埜利彦『江戸幕府と朝廷』(山川出版社、二〇〇一年)。

(46) 大会当日、中村史信氏より吉田家と武家伝奏との関係性をも併せて考える必要性をご指摘いただいた。吉田家の神社管掌に朝廷がいかに関わり、その関係を吉田家がどのように位置付けていたのかを考察することで、白川家との比較検討が可能となり、白川家の神社管掌や朝廷との関係における特徴が明解になると考える。しかし、未だ検討できておらず、今後の課題としたい。

(47) 文化期の事例であるが、文化十年二月、十四年六月に、「往反日数」や「不行届」出来の恐れを理由に、武家伝奏を介さずに武

辺(この場合は江戸寺社奉行所)と直接交渉ができるようお願い出  
ている。しかし、「右此儀不及候旨ニ而、御差返し候也」という  
注記(文化十四年)が、失敗を物語っている(「文化拾年 職事  
伝奏往来」二月十六日条・「文化十四年 職事伝奏往来」六月廿  
八日条)。

【付記】 本稿は、平成二〇(二〇〇八)年九月十四日に学習院

大学において開催された「近世の天皇・朝廷研究 第二

回大会」自由論題研究発表の内容を、大会当日の討論を  
踏まえて原稿化したものである。貴重なご意見を賜った

皆様に深く感謝申し上げます。

(九州大学大学院博士後期課程)